年度幼稚園型一時預かり事業

事　業　実　施　計　画　書（　新規・変更　）

**園名**

１　職員配置

　(1) 配置人数

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　 | 配置数 | 非常勤職員等の勤務時間・日数等 |
| 常勤職員（幼稚園教諭又は保育士） | 人 |  |
| 常勤職員（その他の職員） | 人 |  |
| 非常勤職員等（幼稚園教諭又は保育士） | 人 |  |
| 非常勤職員等（その他の職員） | 人 |  |

　(2) １日あたりの利用園児数

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 園児の年齢 | １日あたりの利用数※１ | 職員配置基準※２ |
| ４・５歳児 | 人 | 園児３０につき１人 |
| ３歳児 | 人 | 園児２０につき１人 |

　　※１　１日当たりの最大利用予定人数を記載してください。また、「２　年間利用園児数」に記載する園児数と整合性のとれるものとしてください。

　　※２　 (1)に記載した配置数（幼稚園教諭又は保育士）が、職員配置基準に基づき算出した職員（幼稚園教諭又は保育士）の必要人数を上回っている必要があります。

なお、職員配置数（専任）は常に２名以上配置することが原則となりますが、配置基準に基づき算出した必要数が１名の場合で、かつ幼稚園の職員等の支援が受けられる場合は、２名のうち１名が専任職員であれば可とします。

　　　　　　⇒４・５歳児数／３０（小数点第２位切捨）＋３歳児数／２０（小数点第２位切捨）＝職員配置数（小数点第１位四捨五入）

２　年間利用園児数

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ４月 | ５月 | ６月 | ７月 | ８月 | ９月 | 合計 |
| 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| １０月 | １１月 | １２月 | １月 | ２月 | ３月 | 人 |
| 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |

　　＊月ごとの延べ利用人数及び年間の合計予定人数を記載してください。

＊予定人数については、前年度に実施した他の預かり保育事業での実績や、１日当たりの想定利用園児数に月当たり実施日数を乗じる等により算出してください。

＊年間合計人数が２，０００人を下回る場合は、基本分について「小規模施設に係る補助単価」が適用されます。

３　実施日・時間

　　＊実施体制が教育時間と預かり時間を合わせて１日８時間以上となることが必要です。

　(1) 平日

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 曜日 | 教育時間前の預かり時間 | 教育時間 | 教育時間後の預かり時間 |
|  | ：　　～　　： | ：　　～　　： | ：　　～　　： |
|  | ：　　～　　： | ：　　～　　： | ：　　～　　： |

　(2) 土曜・日曜・祝日

|  |  |
| --- | --- |
| 曜日等 | 預かり時間 |
|  | ：　　～　　： |
|  | ：　　～　　： |

　(3) 長期休業日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 長期休業日 | 実施日程 | 預かり時間 |
| 春季 | 月　日～　月　日 | ：　　～　　： |
| 夏季 | 月　日～　月　日 | ：　　～　　： |
| 冬季 | 月　日～　月　日 | ：　　～　　： |
| その他 | 月　日～　月　日 | ：　　～　　： |

　　＊事業実施日時が１日１１時間以上かつ土・日・祝日・年末年始、夏季休業中の５日間以外に実施する場合には、長期休業日分（８時間以上）について補助単価が加算されます。この場合には、別紙「長期休業日実施加算の申出書」を提出してください。

４　設備等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １日あたりの利用数(A) | 基準面積(B)(A)×1.98㎡ | 一時預かり実施保育室面積(C) |
| 人 | ㎡ | ㎡ |

　　＊(A)については、１(2)の人数を記載してください。

　　＊(C)≧(B)であれば、面積基準を満たすこととなります。

５　保護者負担額

　　枠内に、一時預かり事業利用者からの負担額の徴収方法について記載してください。

【例】利用１回につき、園児一人あたり４００円

　※一時預かり事業に関する保護者向けの案内等を添付してください。

６　食事等の提供

　(1) おやつの提供　（　あり　・　なし　）

　(2) 食事の提供　　（　あり　・　なし　）

　※　(2)の食事提供を行う場合は、園で必要な調理を行うための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備える必要があります。調理設備を有する園は、別途提出する図面について、調理設備の位置等が明示されているものとしてください。